

第 5 6 号議案

加東市給水条例の一部を改正する条例制定の件

加東市給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 1 日提出

加東市長 岩 根 正

加東市条例第 号

加東市給水条例の一部を改正する条例

加東市給水条例（平成 1 8 年加東市条例第 1 7 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分で、改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 前	改 正 後
（工事の施行） 第 7 条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第 1 6 条の 2 第 1 項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。	（工事の施行） 第 7 条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第 1 6 条の 2 第 1 項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。<u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 7 条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項に</u>

2～5　〔略〕	<u>おいて同じ。）又は他の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。</u> 2～5　〔略〕
---------	--

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 5 6 号議案 要旨

加東市給水条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

災害等の非常の場合にあつて、地元の給水装置工事事業者の確保が困難とされるときは、他の水道事業者が指定した給水装置工事事業者による給水装置工事を行うことができるよう、所要の改正を行う。

2 改正内容

災害その他非常の場合において、他の市町村長等又は他の市町村長等が法第 1 6 条の 2 第 1 項の指定をした者であっても、給水装置工事を行うことができる旨の規定を加えること。（第 7 条関係）

3 施行期日 公布の日